

ソフトロー論の系譜：国際法学の立場から

齋藤民徒
東京大学法学政治学研究科

2005年7月

はじめに

1 2つの問い

この報告は、国際法学における「ソフトロー」論の対象と文脈の歴史の変遷と現状を概観するものです。この報告が扱う内容は、大きく2つの問いによって表現できます。ひとつの問いは、「『ソフトロー』概念はどのように登場してきたか？」というものです。国際法学においては、かなり以前から「ソフトロー」が論じられてきています。この報告は、国際法学における、この「ソフトロー」論の起源を簡単に説明しようというものです。

もうひとつの問いは、「いま現在、『ソフトロー』概念をどのように使おうか？」というものです。今日、国際関係論・国際法学の分野においても、「ソフトロー」概念を分析概念として積極的に用いる潮流が現れつつあります。この報告では、この新しい流れに触れながら、「ソフトロー」概念を用いる研究の今後の方向性について、歴史的な系譜論の示唆を含め、限られた範囲ではありますが検討を加えたいと考えています。

2 報告の前提——対象としての「ソフトロー」と「ソフトロー」論

本論に入る前に、ここで報告の前提となる区別を明らかにしておきます。それは、報告の焦点が、対象としての「ソフトロー」を論じることにあるのではなく、「ソフトロー」概念を論じることにあるということです。ここには、重要な区別として、(1)規範定立手法としての非拘束的合意や決定それ自体(対象としての「ソフトロー」)と、(2)そのような一定の現象を「ソフトロー」概念を通じて捉えること(「ソフトロー」論)との区別があります。「ソフトロー」に関わる議論を有意義に展開するためには、両者のそれぞれ異なるメリット・デメリットを的確に把握し、有効な対処を探る必要があります。一方で、対象としての「ソフトロー」のメリット・デメリットとは、合意や決定に「ソフト」な形式を用いることのメリット・デメリットです。それは、メリットで言えば、例えば合意形成の迅速性や柔軟性、デメリットで言えば、民主的コントロールが脅かされるといったものです。他方で、「ソフトロー」論のメリット・デメリットとは、「ソフトロー」概念を使うことで、これまで捉えられなかった新しい現象の整理ができた、逆に議論が混乱したりすることです。この点、国際法学においてとりわけ問題とされてきたのは、「ソフトロー」概念の多義性です。「ソフトロー」概念が場合によって様々な意味で用いられるために議論が混乱し、そもそも分析概念として使うべきではないといった指摘が繰り返さされてきました。

この報告は、以上の区別を前提に、国際法学における「ソフトロー」論について歴史の変遷を辿ることに重点があります。そのため、対象としての「ソフトロー」自体の分析については必ずしも十分には踏み込めないということを予めご容赦ください。

3 報告の概要

本論に先立ち、報告全体の見通しをあらかじめ述べておきますと、今日に至る「ソフトロー」論は、近代国際社会の組織化の流れと緩やかに対応し、20世紀以前に遡りうる個別国家間の非条約合意を捉える議論、20世紀後半を中心とする国際組織の非拘束的な決議や宣言を対象とする議論、20世紀末から急速な発展を遂げている国際規制の手段としての基準やガイドライン等を分析する議論、と大きく3つの系譜に整理できます。以上の区分は、「ソフトロー」論の歴史の変遷を辿るにあたり、国際法学上、「ソフトロー」という語のもとに観念されてきた対象を中心に整理を試みたものです。結論の先取りになりますが、これら3つの系譜は、「ハードロー」と対比される一

定の形式に着目しているという意味で対象面の共通性は見られますが、それぞれにおいて「ソフトロー」概念が質的に異なる文脈で用いられています。この報告では、このような国際法学上の「ソフトロー」論の対象と文脈の歴史の変遷をふまえるということをまず行っていきたいと思います(国際法学を中心とする議論について、拙稿『ソフト・ロー』論の系譜」法律時報 77 卷 8 号 106 頁以下参照)。

国家間合意と「ソフトロー」

最初に、時代的にさかのぼりうる個別国家間の合意(非条約合意)に関わる「ソフトロー」論から見ていきます。個別の国家間合意において「法的拘束力」の有無を区別し、使い分ける国家実行は、国際社会に相当の歴史があり、このような実践の積み重ねを通じて、現代に続く国際社会における「ソフトロー」と「ハードロー」の使い分けを大元で支える国際社会の共通理解が作られてきています。

1 「ソフトロー」概念の対象

このような個別の国家間合意に関連して「ソフトロー」と呼ばれてきた対象には、主に2つのものがあります。ひとつは、非条約合意であり、通常の条約をハードローとし、法的拘束力を持たない紳士協定などが「ソフトロー」とされています。もうひとつは条約中の一般条項であり、条約中の条項の分類として、権利義務を明確に定める条項を「ハードロー」とし、一般的に理念や努力目標を定めるにすぎない条項が「ソフトロー」とされています。

国際法学上、「ソフトロー」概念に、これらの合意類型が含まれるということはときおり指摘されますが、「ソフトロー」論の系譜との関わりで言えば、これらの現象自体が国際法学上の「ソフトロー」という用語あるいは概念のキッカケとはなっていないことに注意する必要があります。むしろ、結論的に言えば、これらの国家間合意の現象自体は、それなりに古い歴史を持っていますが、むしろ、「ソフトロー」という概念が別の文脈で持ち出された後に、いわば反射的に、これらの合意の諸類型が「ソフトロー」と呼ばれるようになったと言ってよいと思われる。

2 国家間合意の区別

そもそも、国際法学上、これらの合意の諸形態が議論されること自体、比較的最近のことです。まず、非条約合意に関し、「条約」と「条約ではない合意」という形であえて境界を明確に引いて区別するということは、20世紀半ばに条約法の法典化が諸国の学者を巻き込んで本格的に検討され始め、法的拘束力を持つ「条約」という法形式が明示的に意識され、初めて明確に議論されるに至ったものです。

また、条約中の一般的、曖昧な文言を用いる条項についても同様です。条約文に一般的・概括的な文言を用いること自体、条約の歴史において常に見られた現象です。見方によっては、紀元前にまでさかのぼりうるさえ言えます。このような条項について、明確な法的権利義務を導けない、あるいは、そのままでは裁判規範とはしにくいということで、通常のハードな権利義務条項とは違うのではないかという形で問題とされるのは、さきほどもふれました条約法条約が整備されたり、あるいは、常設の国際裁判所が創設されるなど、国際関係における実定法技術がある程度進展してからのこととなります。

しかも、これらの議論において、「ソフトロー」という用語が用いられることは、ほとんどありませんでした。これらの国家間合意に関する区別について、法学上一貫して問題とされてきたのは、法的効果はどうなのか——「法的拘束力」があるかどうか、

あるいは法的権利・義務を導きうるかどうか——といった点であり、この点で、そもそも「ソフトロー」というような一括する用語法は役立たないのが実情です。言ってみれば、実定法解釈論を念頭におく限り、「紳士協定」といった実務上の用語法の他に、「ソフトロー」というような曖昧な用語法があえて生まれる必要もあまりないわけです。逆に言いますと、「ソフトロー」という用語が生まれるとすれば、それは別の要請から出てきているのではないかということです。そのことが顕著になるのが、20世紀半ばからの国連を中心とする次の動きです。

国際組織の決議と「ソフトロー」

1 非拘束的な決議・宣言の展開

国際法学上、一般に「ソフトロー」という用語のもとで議論の対象とされてきたのは、第二次世界大戦後の国連総会決議を中心とする国際機関の決議や宣言文書です。この時期の決議・宣言の特徴としては、国際経済秩序に関わる宣言を中心として、20世紀後半に、脱植民地化の動きを経て、国連総会で多数を占めるに至った第三世界諸国によって、伝統的国際秩序に挑戦する主張が次々と打ち出されたものが目立っています。また、これと並行して、人権や環境問題を中心に、早くは1948年の世界人権宣言があり、環境問題では1972年の国連人間環境会議のストックホルム宣言など、その後の国際社会の動向を左右するような理念を宣言しながらも、「法的拘束力」を持たない各種の重要な公式文書が打ち出されています。

2 議論の構造——対抗言説としての「ソフトロー」

ひるがえって、国際法学において、これらの宣言や決議が、どのように論じられていたかと言えば、いわゆる実定法解釈論を中心に、ハードな義務の根拠となるのか、あるいは法解釈の補充資料となるのかといった形で論じられることが多く、また、法形成の観点から、未来の「ハードロー」——国際法学上は条約や慣習法——に繋がる動きなどが指摘されてきました。もっとも、これらの議論においても、先の国家間合意と同様、「ソフトロー」概念は、むしろ混乱を生むものとして退けられがちでした。たしかに、例えば法的拘束力を持たない世界人権宣言を援用して裁判所に救済を申し立てうるかどうかといった具体的な権利義務を問題にするならば、多義的な「ソフトロー」概念をあえて立てる意義は少ないでしょう。むしろ、ここで留意する必要があるのは、この時代に、国連総会等で採択された各種の宣言や決議が「ソフトロー」と呼ばれた、もうひとつの背景事情です。それは、この時代の一連の動きが脱植民地化に関する事項、とりわけ経済・開発分野を主たる舞台の一つとしていたことに現われているように、先進国と第三世界諸国との利害対立が激しいために、法的拘束力を持たない宣言や決議として、非拘束的な主張の一方的な表明にとどまらざるをえなかったという事情です。また、環境や人権といった分野のように、現行秩序の変革を促すような理念的な主張に関わる当時の西側諸国と東側諸国の対立等が存在したり、あるいは、個々人の権利保障といった言わば国内事項について、国家自体を法的に直接拘束する形式が疎まれたという事情も指摘できます。

このような文脈において、従来の法理解を前提とすればおよそ「法」とは言えないものを、あえて「ソフトロー」という名のもとに「ロー」と名づけ、「法」と呼んだことには、もちろん単純に便宜的な用語法もあったわけですが、より重要なのは、象徴的な政治(シンボリック・ポリティクス)として、「法」にまつわる多様な連想、「法」と名づけることによる合法的正統性を求める動きがあったのではないかということです。

つまり、「ハードロー」からこぼれおちる一定の規範的文書を名指す行為自体がパフォーマンスに政治的意味を持っており、その中には、従来の国際秩序や国際法秩序に対する異議申し立て、すなわち、形式的な合法性を越えて、実質的な正統性を求める側面があったのではないかとということです。

以上、この第2の系譜を通して確認しておきたいのは、「ソフトロー」論として、一定の対象をあえて「ロー」と呼ぶという事態に、そのような政治運動としての側面がありうるということです。

国際規制の手段としての「ソフトロー」

1 政策的選択肢としての「ソフトロー」

次に、近時の動きとして、だいたい1980年代後半からの動きになりますが、国際規制の手段としての基準やガイドライン等をめぐる「ソフトロー」論があります。近年、「ソフトロー」という言葉は、例えばOECDの「消費者保護ガイドライン」など、しばしば各国の国内行政との連動を視野に入れた政策的・実務的な文書に対して用いられています。

この点、「ソフトロー」論の系譜との関係で確認しておきたいのは、この近時の動向の特徴として、各種の指針自体についても、それを捉える「ソフトロー」論についても、対抗的な意味合いが薄れていることです。さきに第2の系譜を通して見ました対抗的な国連総会決議などにおいて、「ソフトロー」と「ハードロー」とが矛盾対立することが多かったことに比べ、今日の「ソフトロー」は、時と場合に応じて調節すべき政策的選択肢として、既存の「ハードロー」と連続的また複合的に位置づけられています。近時、このような動きを軸に、ソフトローを国際社会に対する分析概念として用いる例があります。ここでは、近時の代表的な研究と言えるアボットたち(Abbott and Snidal)の議論を通して、若干の検討を加えておきたいと思います。

2 近時の研究動向——アボットたちの議論

ここでは議論のポイントとなる点だけを取り出しますが、要点は、国際社会における法制度化(リーガライゼーション)現象に分析を加えるにあたって、色々な要素がソフトでありハードでありうるという形で、ハードローとソフトローという対比を活用して分析することにあります。そこでは、従来の国際法学上の理解とは異なり、ハードローとソフトローとが二者択一ではなく、「程度問題」として分析枠組が提示されています(Abbott, K.W. and Snidal, D., “Hard and Soft Law in International Governance”, *I.O.*, vol.54(2000), pp.421-56)。この分析枠組は、地球的問題への実際的対処にあたって、ハードな手法からソフトな手法に至る様々な政策手段が実際に活用されている現状において、「法」という規制手法——言い換えれば「ハードロー」による規制——を特別視・万能視することはできないという意味で、規制手段一般の中で「法」が相対化されている現象を捉えることができていると言えます。

また、もう少し広い議論を、やはり同じくアボットたちがしています(Abbott, K.W. and Snidal, D., “Transformation: Alternative Pathways to International Legalization”, Benvenisti, E. and Hirsch, M.(eds.), *The Impact of International Law on International Cooperation*, Cambridge Univ. Press, 2004, pp.50-84)。同じくポイントをひとつだけ取り出しますが、この議論は、国際協力を捉える文脈で「法制度化」の経路を3つに分類するもので、そこでは、環境規制分野で今日とりわけ盛んになっているように、国際社会の法制度化の経路を、(1)大枠を決めてあとは細かい議定書等に回す枠組条約方式、(2)厳密に権利義務を定めながら、これを共有できるメンバーだけでスタートし、徐々に加盟者・参加者を増やしていく多国間

条約方式，(3)非拘束的な文書を最初に提示し，フォローアップ等のソフトな手段で実現を図りながら，場合に応じてハードな条約への転化も図るという「ソフトロー」方式が類型化され，その組み合わせなども議論されています。

3 アクターの多様性

以上のアボットたちによる議論には，様々なポイントがありますが，ここで留意しておきたいのは，想定されているアクターやフォーラムの多様性です。そもそも，各種の国際標準や国際規格の生成，ルールの統一や調和といった現代的な動向も含め，「ソフトロー」を一定の実態として見るならば，国家間関係のみならず，とりわけ，マーケットにおける動きや，社会一般における動きが重要になってきます。具体的なアクターの点でも，国家主体に限らず，企業や NGO など，さまざまなアクターによって活用される「ソフトロー」を見逃せません。この点，本 COE プログラムにおける神作先生の御議論にもありますように，企業の社会的責任の領域などでは，国家の内外，国家と市場との相互の関わり，そして，さらには様々なアクターの関わりの中で「ソフトロー」が動いてきています(神作裕之「企業の社会的責任：そのソフトロー化？ EUの現状」ソフトロー研究第2号 91 頁以下)。さらには，社会運動の文脈に目を向ければ，NGO等の非国家主体が，いわゆる「トランスナショナル・アドボカシー・ネットワーク」といった形で一定の影響力を主権国家の枠組を越えて行使し，ときには一定の社会的権威まで獲得している状況もあります。そのような中で，企業の社会的責任やグローバルな商取引をめぐる具体的な動きにおいて，各種のステイクホルダーの対抗関係ということも現実に問題になっているように思われます。

それでは，このような現状に照らし，今後の「ソフトロー」論はどのように展開すべきでしょうか。最後に，以上の系譜論をまとめながら，その示唆について若干の考察を加えたいと思います。

おわりに

1 「ソフトロー」概念を用いる文脈の多層性

本日の報告では，個別の国家間関係から始まり，脱植民地化以後の南北対立を含む国連を中心とした国際組織の展開，さらには近時の国際的な各種政策の実現に至るまで，国際社会の組織化に緩やかに対応する形で「ソフトロー」論の系譜を描いてきました。基本的には，最初に見ました個別の国家間関係における非条約合意などを「ソフトロー」と呼ぶことは，「ソフトロー」論の派生的な用法とでも言うべきもので，「ソフトロー」論の系譜としては，むしろ第2の系譜でとりあげた時代以降の国際組織の非拘束的決議・宣言が重要な位置を占めていたと言えます。

ここでは，歴史的に位置づける関係もあり，また実際に国際法学を中心とする論調の移り変わりもあるため，図式的に第2の系譜から第3の系譜へと移行する形で見てきたわけですが，当然ながら，これらの「ソフトロー」論が完全に切り替わっているというわけではありません。それぞれの重なりは当然にあり，現実には混在しています。例えば，あらためて近時の動きを見ますと，さきほど触れました人権・環境分野では，1998年に，グローバルマーケットにおける国際労働基準として，「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」が出され，あるいは，2002年の持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言など，重要性を持った文書が次々と出され，これらが「ソフトロー」としてしばしば言及されています。このような現実の動きは，後者の持続可能な開発宣言などに特に明らかですが，第2の系譜で見ました「国際組織の非拘束

的決議・宣言」で論じたような動きが、単に歴史的に過去のものとしてではなく、今日においても、まさに「多層的」に実在していることを示しています。このことは、この報告の系譜論が示す「ソフトロー」概念の多層的構造が、現実分析に意味を持ちうるということでもあります。既に見てきましたように、「ソフトロー」という用語は、現実のポリティクスからは距離を置いた社会科学的な分析のためにも用いられますし、他方で、厳密な分析であるかどうかを問わずレトリックとして、権力資源動員のためにも言わばパフォーマンスに用いられます。ある高名な国際法学者の言葉を借りますと、「たかが素人が『ソフトロー』と名づけて、それが『法』だと言い張って見たところで、専門家はそんなに単純にだまされるわけがない」と言うこともできます。しかし、他方で、国際社会において法的なスタイルやニュアンスをとらなう主張や議論は、専門家の間だけに限られるものでは決してありません。「ハードロー」からこぼれ落ちるものを拾い上げるために「ソフトロー」という用語が活用される場面は、学問的分析や専門家の議論のみならず、政策実務から議会政治、マスメディア等も含む社会運動等にいたるまで様々です。「ソフトロー」論は、学問的な分析道具としても、あるいは、政治的なレトリックとしても、「ハードロー」論から抜け落ちる物事を拾い上げる作用を変わず持っています。このような現実には照らせば、今後、「ソフトロー」論を実際に論じる際、それが社会科学的な分析目的であるのか、それともむしろ政治的正当性を争う中で、その用語がパフォーマンスに持ち出されているのか、場合に応じて両者を区別していく必要があります。この報告で「ソフト・ロー」論の系譜を整理してきた意味は、まずもって、このように「ソフトロー」概念が用いられる様々な文脈を特定するという視点をもたらすことにあると言えます。

2 「ソフトロー」論の展開に向けて

さらに、以上の議論を法学的な観点からもう一步進めると、従来の「ハードロー」からこぼれ落ちる物事を拾うという「ソフトロー」の作用にあらためて着目できます。近時の政策的手段をめぐる動きにおいては、いわば「ハードロー」である現行法が「法的拘束力」や「執行力」を持っているのに対し、これを持たない「ソフトロー」が補完的・補充的、ときには代替的な位置づけを与えられていました。また、国際社会において「ソフトロー」論の直接の契機となっていた第2の系譜をめぐっては、南北関係という対立関係にしても、その他の社会運動的な動きにしても、対抗的・理念的な主張が非拘束的な形をとらざるをえないという事情がありました。そして、それぞれの流れの中で、「ソフトロー」が従来の「ハードロー」では表現できないものを表現し、「ソフトロー」論が従来の「ハードロー」の議論からこぼれ落ちるものを拾うという作用を果たしていたわけです。

これを法学的に捉え返しますと、「現行法(*lex lata*)」に対し、「あるべき法(*lex ferenda*)」が「ソフトロー」において表現されうるということです。すなわち、現行法の矛盾やその改善要求に始まり、主流の国際法や国家法とは異なる規範意識などが、法的拘束力を持たない形で「ソフトロー」に具現されるということが実際にあるということです。そのような事態において「ハードロー」を過度に強調するとすれば、法的創造性を失ってしまうという別の問題が生じることになります。

もちろん、現行法の法的安定性は重要であり、現行秩序で実際に力を持っているかどうかことが重要であることは間違いありません。「ソフトロー」に現れる対抗的主張、「ソフト・ロー」をめぐる対抗的議論にも、まっとうな主張から荒唐無稽なものまで様々です。もっぱら政治目的で、法ではないものをあたかも法の如く形容するということになれば、それは、分析的には願望と現実とを混同する事態と言わざるをえません。しかしながら、願望と現実とを混同すべきではないといっても、人々が願望を抱き、

現状と異なる秩序を構想するというのもまた、もうひとつの現実です。ここには、単に政策的な手段として「ソフトロー」が「ハードロー」と並んで機能的に重要であるということにとどまらない問題が提起されています。この点は、とりわけ、一元的な民主的立法機関が存在するわけではなく、法秩序の改変要求にさまざまな手法で対応する独自の必要性のある国際社会において重要な問題になるように思われます。この点で、近時展開を見せている第3の系譜における政策手段の議論において、政策実現の言わばメニュー——法的手段から非法的手段まで並べられた選択肢のメニュー——として、「ソフトロー」が過度に手段主義的に捉えられとすれば問題でしょう。そのような近時の傾向に対して、この報告の系譜論の含意をあえて付け加えるとすれば、先に国際組織の決議や宣言等を通して見たような対抗言説の系譜をふまえることを通して、対象としての「ソフトロー」に表現され、ひいては言説としての「ソフトロー」論に賭けられている正統性要求の側面に改めて着目していく必要があるということになります。

以上、本報告のさしあたりの結論としては、国際社会における「ソフトロー」論の歴史の変遷をたどり、「ソフトロー」概念の多層的理解をふまえることで、単に政策手段のオプションというばかりではなく、「ソフトロー」に現れてくる現実の様々な対抗関係、そしてまた、法的安定性と法的創造性、現行法(*lex lata*)と立法論(*lex ferenda*)との相互作用をも視野に含めた「ソフトロー」論の展開に向かう必要もあるのではないかとということです。

[追記]

以上の報告に対して頂戴した御意見・御質問に関する私見を補足しておく(なお、ここでは上記報告の主旨を明らかにすることも兼ねており、以下は、頂いた御意見・御質問の一部に関する応答にとどまる)。

「ソフトロー」概念に、とりわけ「ロー」としての正当性その他の絞りがかかる筈ではないか、またその判断基準はどうなるのかという点、社会規範論一般に関わる重要な論点であるが、こと国際法学に関わる報告者の私見としては、法のダイナミクスを把握するために、分析対象となりうべき諸規範を当初から定義で絞ることは必ずしも好ましくないと考えている。もっとも、そのためには、(リジッドな意味の「法」の内外にわたる)諸規範を分析対象として指示する総称として、「ソフトロー」という用語よりも、「社会規範」に類した意味で「国際規範」という概念を用いることが便宜であろう(拙稿「国際法と国際規範」社会科学研究 54 巻 5 号(2003 年)参照。もっとも、日常的用法を重視すれば、「サッカーやチェスの規範、あるいは交通規範」とは言わずに、「サッカーやチェスのルール、あるいは交通ルール」と言うように、総称的には「ルール」の方がなじむかもしれない)。いずれにしても、そこでは、対象となる規範が optimal か、efficient か、legitimate あるいは good かといった評価問題はさしあたって脇におき、規範の形態として explicit / implicit か、artificial / spontaneous かも問わず、まずは概念の包括性を優先して、広く規範的なものを一般に捉えることに主眼がある。

他方で、このような「国際規範」(「社会規範」)概念が採用されるならば、「ソフトロー」概念が不要となるかと言えば、むしろ逆に、法学にとって固有の意義を持つというのが報告者の考えである。それは、既に上記の報告の中で指摘したように、「ハードロー」と「ソフトロー」との対概念、すなわち、「ハード/ソフト」のセット概念をもって、「ハードロー」からこぼれ落ちるものを「ソフトロー」が拾うという作用があることに基づいている。この対概念は、法学(私見の文脈では国際法学)が「ハードロー」だけに関心を集中しがちで

あるとき、法学の言わば自己回復のために、「『ハードロー』のみならず、その傍らには『ソフトロー』もある」という喚起的なテーゼを通して認識のバランスを回復していくという役割を果たしうる。このような包含作用は、「法」の他に「非法」があるという従来の「ハードロー」中心の強いレトリック——畢竟その対概念では「非法」の排斥作用の方が強い——では果たしにくく、単なる「規範」あるいは「ルール」概念——畢竟これらは「法規範」あるいは「法的ルール」と意識的・無意識的に同視されがちである——でも果たしにくい。もちろん、このような「ソフトロー」概念固有の喚起力が存在することで、それゆえの魅力と同時に、それゆえの危険が相伴っているのではないかという点は御指摘を頂いた通りであるが、いずれにしても私見では「ソフトロー」概念の包含作用に強調点がある以上、あえて「ロー」という資格を云々してその排斥作用を改めて確認・強調することに当面の必要をおぼえない。

本報告の強調点は、このような「ソフトロー」概念の動態性をふまえながら、「ハードロー」と「ソフトロー」との矛盾・対立といった「対抗関係」を国際社会における歴史的背景として改めて浮かび上がらせ、そのような対抗関係の中で、あえて「ソフトロー」という概念枠組(スタイル)を用いて、様々な対抗規範・対抗言説をパフォーマティブに構成していく言説的営為の存在を照射することに置かれていた。この点、報告では、図式的に3つの系譜として、歴史的な論調の推移を分析的に描いたが、むしろ現実には概念の多層性として同時的に現れるものであること、そして、上記のような対抗言説としての側面(第2の系譜)が、今日の国際社会において——そしてまた国際社会を媒介した国内社会の諸々の場面においても——なお見られ、それこそ3つの系譜を念頭に複合的な分析を加えるべき現象であることは報告中でも触れ、また重ねて御指摘を頂いた通りである。